

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月10日(水)
- 2 開催場所 防災研修室A・B
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員3名)

農業委員(11名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、
5番 水上昭和、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、9番 安河内龍一、
11番 宮野和男、12番 本田孝光、14番 舟越俊茂

推進委員(3名)

1番 安部 等、4番 因 泰光、8番 堀 英躬

- 4 欠席委員(4名)

6番 安永文秋、13番 渡邊三郎 (農業委員)
7番 林 久芳、14番 大和秀寛 (推進委員)

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第24号 農業委員の辞任について

第3 報告事項

- (1) 報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第17号 農地改良行為の届出について
- (3) 報告第18号 非農地証明願の届出について
- (4) 報告第19号 農用地利用集積等促進計画について

- 6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
課長補佐 佐野 史晃
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和7年度第9回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中11名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。9番 安河内委員、11番 宮野委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページ議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号1番

【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番、本城地区担当の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 現地確認のうえ、問題ありません。

議長 長 事件番号1番、本城地区担当の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 事務局から説明のあったとおりです。審議をお願いいたします。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議 長 事件番号2番につきましては譲受人が委員本人ですので、一時退席をお願いいたします。

(退席後)事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事件番号2番

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 間違いありません。以上です。

議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さんにつきましては譲受人本人ですので、意見は省略させていただきます。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、許可といたします。

それでは、委員に入室いただきます。(入室後)

議 長 続きまして事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事件番号3番

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 譲受人さんとお話ししまして、昔から譲受人の土地になっていたが、名義が変わっていなかったということで、税金の証明書を見せてもらいました。譲受人が全部払っていることになっておりまして、今回、国土調査の関係で税金を全部されるということで、申請を出したということです。

議 長 事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 今まで管理していたところをもうまとめるということで名義を得ると
いうことでしたので、問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さん、農業委員さんの意見を受けまし
たので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 受人の方が77歳ということで、自分の年を考えると、管理していける
のかなと思ひまして。名義を管理者に合わせて。

事 務 局 財産管理人自体を譲受人がずっとされていたというところですね。

議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を
行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でござい
ますので、事件番号3番につきましては、許可といたします。

議 長 つづきまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請につ
きまして上程いたします。それでは事件番号1番につきまして、事務局
より説明をお願いいたします

事 務 局 16ページ議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請につ
きまして17ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
事件番号1番

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 今回現地を見れていないので、農業委員のほうからお願いします。

議 長 続いて事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての
意見をお願いいたします。

- 委員　　ここは以前から農地転用の話があって、地元では了解済みになっております。あと、建物に水の関係が色々あってどうするかという話があったんですが、建てるということになったので問題はないと思います。よろしくをお願いします。
- 議長　　相手の方とちょっと話をした中で、住宅から用水路の漏れというのを心配されてあったので、地元の方々と協力のほうをお願いします。
- 議長　　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議長　　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長　　つづきまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いいたします
- 事務局　　事件番号2番
- 【事件番号2番 説明】**
- 議長　　事件番号2番の担当地区の推進委員さんにつきましては、本日欠席ですので意見は省略させていただきます。
- 議長　　続いて事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましても意見を願います。
- 委員　　先ほど事務局から話がありました内容で推進委員さんと一緒に確認に参りまして、水利の関係、それと隣接者の同意を取りなさいということで、これは全部確認をとれております。それと農事組合長にも話しておりますので、一切問題ないと思います。どうぞよろしく願います。
- 議長　　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員　　草くらはいは切っておいてもらわないと、と思います。

議 長 現地でも言われてましたけれども、前回も話していたように現地確認の際には、境界もそうですけれども、全体的に見渡せるくらいには、大体でもよろしいので、草刈り等はしてもらうように、申請があった際には話をお願いいたします。

委 員 この分で両方が田んぼですよ。間にU字溝をいれて川に流すようにお願いしたいのですが。

委 員 両方とも流れるようになっております。委員が言われた、現地を整地してくださいと指導していました。ちゃんと隣接者の同意を取りなさいと強く言って、確認取れております。

議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事 務 局 事件番号3番

【事件番号3番 説明】

今回あくまで転用に係る審議となっておりますので、周辺農地に与える影響、それから農業用の施設に影響がないかという、そういったところが審議項目となっておりますので、審議の方お願いいたします。

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましの意見をお願いいたします。

委 員 事務局からありましたように、一番の問題点は住民の理解がまだ得られてないということです。それが一番大きな理由だと思うんですけど、説明会が一回あったんですが、地権者が来られないということで、信頼関係ができていない。1回目のときは体調が悪い。2回目は別件があるので、で次の日に脅迫電話があったので来られない。とかということで、まったく地権者と申請者とこちらと地元住民と話をしたいということ

でしたが、もう出てこないのに、非常に住民としては不安感があるという
ことが言えると思います。一番住民側が心配しているのは、鶏糞です
からね、今日見られたと思いますけれどもすぐそこに家があるんですよ
ね。やはりにおいがするんじゃないかと。牛糞よりもにおいはかなりき
ついですからね、におえば。申請者のほうは、においはしないという風
に言っておられますが、勉強しに行った小郡の方の堆肥施設の見学にも
十何名で行きました。確かに研究所自体は小さな施設でにおわなかった
んですが、そのこの研究所の指導で作られている JA みいさんの堆肥施設
に行くと、牛糞ではありますけどもやはりかなりにおいはしました。私
も個人的にもこんなもんかなと気になりまして、別の施設にも行きまし
て、堆肥施設の人とも話をしましたが、やはりそのときはじっと置いて
おいて何日か置けば、においはしないと。ただどうしてもこういうのは
切り返しをしなくてはいけないと。そのときにどうしてもにおいがする
と。そのやり方もやはりいろいろな資材をいれてにおいを抑えるとい
うようなやり方だったんですが、それでもやはり、夏場冬場でも違いま
すし、切り返ししたときにはどうしてもにおいがすると。ただし民家か
ら何百mも離れたところですので、民家からの苦情はないと。におい
につきましては、どうかなという。経験もですね、今年になって習い始め
たみたいなので、実際においは抑えこめるのか。ここら辺も不安に思わ
れております。それから、害虫とかもハエとかがでます。水利関係も、
ここでは横は道路となっておりますが、実際には道路と敷地の間は両側、用
水路と排水路です。水は使わない、排水もしないと言ってるんですが、
できるのかなど。全く水を使わない、出さないということなので、それ
は無理なんじゃないかなど。それに、今の大雨の被害も多いですし、上
にため池があります。大雨が降れば、流れてくるんじゃないかと不安が
あります。これずっと下っていきますと、ここら辺住居がありますので、
みんな水道ではなくて井戸水ですからね、地下へ入り込むんじゃないか
という不安も聞いております。下っていくとずっと金生の方の田んぼも
通っていくものですから、その不安もあります。あと申請書自体に、
申請する土地自体には法律にのっとってやられておられるのであげて
こられたんでしょうけど、周りのことを考えたものでなければいけない
と思うんですね。住民がこれだけ反対して、2回目の説明会があるとい
う前提で、とりあえず住民がどういう風に思っているかという署名を集
めました。前日に、ばたばた集めたところ、下地区の約70%の方が反対
の署名をされました。これは1日だけですので、全部を回ってしまえば
もっと増えるんじゃないかと思うんですが、そういう状況で全体的に見
て考えなくちゃいけないんじゃないかなど。あと直線道路ですので建物

が建ったら、抜け道になってますので、見通しが悪くなるという面でも危ないんじゃないかなと思いました。こういう誰のハンコも押さずして、今までは推進委員、農業委員、水利委員とか印鑑をもらうのに、今回こういう風ななんの印鑑もなしにあがってくるのは私は知らないんですけど、過去にこういうような、結局押さんでいいというか、よくわからないんですよ。押す押さないで、私どもの意思というのは出せますけど、このやり方もどうなのかと不信感があります。色々ありますけれども、このくらいで説明は終わります。私個人的には、この案件には賛成しかねます。

議 長 続いて事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 何も言うことありません。今までだいたい基本的に地元の農業委員さん、推進委員さんがOKと言ったらOKということで、してきたと思っております。その中で推進委員はやっぱり心配しながら言っているなかで、自分のほうはいいですよ、ということとはとても言えません。もし何かあったときも、お前が判を押しとろうが、という話になってくればちょっと困ったことにもなりますので、判は押せないと思います。ここの施設のいきさつというかそういうのは事務局から一応話を自分も聞いておりますので、話だけでも聞いてもらって流してもらいたいなと思っております。極力みなさんに迷惑をかけないようにやってもらいたいと思っております。

事務局 補足といたしまして、私が農業委員会に来て、通知書なり同意書がない申請書を受け付けたのは、はじめてにはなります。過去にあったかどうかというのはあるんですけども、この書類につきましては、法律上その他参考となる書類の一部として求めております。これは事前に地域とのトラブルをなくすために話だけはお伝えをしてくださという趣旨のもとで同意書というのを添付書類として付けていただいているんですけども、今回もできれば地域と調整をしたうえで申請というのが望ましかったわけですが、推進委員さんからの説明にもありましてとおり、地域との調整になかなか時間を要しているという中で、これが法的に添付が義務付けられた書類かどうかというところで、これがないという理由で申請書の拒否はできないというところで転用は転用の法律に沿って判断をする必要がございますので、地域の同意書が許可の要件に入っておりませんので、申請書が提出されれば受けざるを得ないと。

事業者さんの方も、今は地域とのボタンのかけ違いみたいなのところもありますけども、全く地域を相手にしていないという訳ではなくてですね、地域のためにやっていきたいという思いは今もお持ちですので、その中で令和7年度が終了しかけてる中でこれ以上待ってられないという期間的なものもございます。私どもとしても、極力地域とできるようにということで待ってはいただいてたんですけども、期限が迫るなかで事業者さんも提出せざるを得ないという状況も、私どもも行政人として地域の住民の方の不安も分かりますし、また民間企業の事業活動をむやみに止めるわけにもいけないというところで、非常に判断が難しいところでもございますけども、今回につきましては転用申請を受付させていただいたというところでございます。

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたが、私どもも事前に事務局と打ち合わせしながら、代理含めてこの件を進めてきました。先ほど事務局も言いましたとおり、農業委員会の必要な書類はすべて揃っております。あとは、住民の方との云々というのは、農業委員が関わるべきものなのか。この案件、農業委員会に申請された案件につきまして、いいか悪いか、許可するかというかたちの決を採らざるを得ませんので、その辺十分みなさん踏まえてですね。それと事務局のほうから、時間がないというように言われましたけれども、時間というのは補助金の関係です。7年度に補助金を申請しておりますので、8年度に入ると補助金がボツになるということで、補助金の申請は許可が出ておりますので、その点につきましての説明でございます。

委員 この案件に入る前の問題として、ここの2筆は今年の2月に審議しましたよね。作付けの形跡は、あるんですか。

事務局 恐らくそのときに、この農地については申請前に農地を確保する必要がありましたので、いずれ当時の申請者から事業者さんに貸与するという目的での3条申請であったと思います。もともと申請者がそこでネギを作られてありました。

委員 もともとハウスでネギを作られていましたが、名義は変わっていなかったんです。

委員 取得してネギ栽培は。農業委員会で3条で許可したので、きちんと計画とおりに耕作したのかという事実があるのか。

- 事務局 取得して以降はされてないです。
- 委員 それと、7年度の国庫補助金を受けるようにしてると。だから期限がないという言い方は、問題ではないですか。それはあくまで申請人が国庫補助を受けられるような交付決定があっているかもしれないですけど、地元との調整もつかずに書類だけそろえて、農業委員会に出した。農業委員会は一応受け付けた。そういう事実までは、あるわけでしょう。そこで今日の会議で、転用可能かどうかという決定をしなければならないのが、先ほど地元の推進委員さんが言われた、地元調整ができてない。私も見たら120mくらいしか住宅から離れてないから、においの問題は起こるだろうと考えてます。しかも、現地で乾燥鶏糞なんですよ。それを堆肥舎のほうでブレンドして、堆肥を製造するんでしょうけど、建物が壁がないじゃないですか。
- 事務局 一応、ビニールで囲います。
- 委員 そういう状況で、今の段階で許可相当というのは、問題が多すぎると思います。申請を受け付けることは可能だと思いますけども、総会で許可相当とするかどうかというのは、問題だろうと思います。
- 議長 当初2月の農業委員会の中で、土地のもともと財産を入れ替えるという話して、その時からこういう事業があるっていう話が出てたので審議した方がいいのではないかと意見出しましたけども、そのまま通りましたので。それと推進委員が言われたこと、地元の人を集めて、トラックでやんやしますよとか、いうようなかたちで説明会をして、納得していただいてというかたちで、地元はこういったので反対があっているなかで、何らかの問題もないじゃないか、申請書類が揃っているんだったら問題ないでしょ、という言い分も分かるんです。その通りなんです。においがするとか、地元の賛同がとれてないとかいうのを、農業委員会で審議する案件なのか。農業委員会として当然しなくてはいけない地目の変更とか、そういったものは農業委員会。その他の部分に関しては、民事で話してもらおうとか。農業委員会がそういったところまで立ち入っているのか、という問題もあります。今までの前例があれば、前例に従って、昔こういったものができればこうしましたよ、というのがあれば参考になりますけども、何しろ初めてです。出席されてある委員さんもそういった案件をやったことある方がいれば、意見を聞きたいと思います

けども、難しい問題だと思うんですよ。

委 員 今、地目変更するのにハンコを押されてないということですよ。

事 務 局 今回の申請については、ないです。

委 員 結局進められない状態ですよ。

事 務 局 その書類が必須書類ではないんですよ。

委 員 私どもが、農地転用申請をしたいので、水利同意書をくださいとか、農業委員なり推進委員の意見をくださいとかいう記名捺印をしますよね。

事 務 局 今回の場合は、5月6月くらいから私も事業者さんの説明会にも行ったりはしてるんですよ。私も地域の話も聞いてますし、事業者さんの説明も十分聞いています。そのなかで、先ほどボタンの掛け違いがあって今上手いこと話が前に進んでいないという現状があるわけですが、事業者さんが地域を無視して、何も歩み寄りがなかったということであれば、事務局としても受け付けることについてはいかなものかというようなかたちもありますけども、今の今までできれば地域の理解を得てくださいということで、うちが申請を待たせたというところもございます。そこまで何とか間に入って上手くいくようにという、今でもそうなんですけども、まだ転用がどうなるかわかりませんが、今から先も地元との調整は続いていくわけですが、今回は申請を受け付けたということについては、やるだけやられて仕方がないかなというところもあるのはあります。

委 員 これですね、3,000㎡超えているので開発申請になりますよね。通った後は。そのときにもう一回争ってどうなるかですよ。

事 務 局 たしか開発はかからないと聞いてます。

委 員 市街化調整の準になるんですかね。

事 務 局 開発になれば、また地元調整が必要になるんですよ。

委 員 3,000㎡超えているので、普通だったら開発になるんですよ。そこで問

題がなかったらいいんですけど、そのときに農業委員会なんでか、と攻められたら、みんながみんな争うんじゃないかと思ってですね。

委員 私は畜産関係の仕事もしたことがあるんですけども、例えば堆肥舎でなくて、畜舎だとしたら、そういうときに地元の同意がとれなければ、国の補助金も申請できないし、県としてもそういうのはちゃんとそろえてくるのが条件だと、お帰り願った経緯はあります。

議長 この問題はですね、私時間をかけないといけないんじゃないかと気はします。ただ農業委員会としては、あがってきた書類に不備はないからですね。決を採って賛成多数なら認めざるを得ないんです。そのあとで問題が起きたらどうするかというようなことを言われますけども、農業委員会としては審議に入れるのか入れないのか。入れたときには、反対するなら反対する理由を言わないといけません。賛成するなら賛成するで、委員が地元の説明をしなければなりませんよね。法律上は問題ない。賛成することにあたっては、農業委員会としては問題はないですね。書類審査については、農業委員会が求めるものはありますから。あとは民事の問題ですね。

委員 地元の農業委員さん、推進委員さんの印鑑がないんですよ。

議長 それは大きな問題とは思いますが。

委員 そしたら、例えば別のところでそういう事案があつて、農業委員会のハンコはいらないでしょ、と言われたらどうするんですか。

議長 農業委員会としての在り方はどうなのかと。農業委員というのはいらないんじゃないかと。そういう風になってきますよね。印鑑を押すというのは、最終的に責任を持つということで、地元の調査をしたり、意見を聞いたりして、これならよかろうと、印鑑を押すわけです。それを言われるようなことは、農業委員は何をするのかと。そこはできればそれを付けてほしいという問題ではなくして、一番大事だとは思いますが。

事務局 当然おっしゃられることは理解しております、前提は前提です。今回事業者さんが、推進委員にしる農業委員にしる、地元が反対をしているなかで、立場上、判を押せるような状態ではないだろうというのは、事務局も理解しております。事業者さんから印鑑をくださいという中で

すね。事業者さんもそういうものはいらないだろう、というスタンスではありません。なんとか地域の理解を得て、申請しようということで今までやってこられている経緯がございます。そのへんを考慮して、なくても受け付けたというのが実際でございまして、これがはじめから必要ないだろうという言い方で来るのであれば、努力もなにもしていない中で受け付けることはできませんということで、一切何もしていないということで、はねることはできるのかなとは思いますが、事業者として努力をされてあるなかで、否決になった場合に、農地法の要件を満たして否決になったということで、県が決定権者になるので、県がどういう判断をされるかはわかりませんが、うちは宮若市の農業委員会として、可決で県にあげるのか、否決で県にあげるのか、というかたちになります。それを受けて、県がどちらか、それでも県は許可するよというのか、宮若市がダメというのであれば県も許可しませんとなるのかは、県の判断にはなりますけども。農地法に照らし合わせての判断になりますので、うちが否決をしたことによって県の判断に影響があれば、事業者さん側がどうされるかわかりませんが、裁判になる可能性も。

委 員 経験からすると、補助事業サイドの担当課、ここでいえば農政課になりますよね。県でいえば農林事務所に。

事 務 局 これが国直轄なんですよ。

委 員 そういうところが地元同意がとれてないということで、補助金の交付・申請を受け付けたりするはずがないと思います。

事 務 局 決定は出てます。これは国の直轄の申請なんですけれども。

委 員 同意がないで、決定が下りてるんですか。

事 務 局 私たちも事業者さん側からお話を聞いてますけども、今回の堆肥の施設については、においは出ませんという前提があるんですよ。自分たちも実際ににおいをかがせていただいたりもしてるんですけども、実際はやってみないと分からないというのが本音ではあります。

委 員 それが一番危ないですよ。地元から反対が出て、建設中止とかになると、それこそなんで農業委員会が許可したかとなるんじゃないですか。

事務局 前提としてそういったことも考えられますので、法律以上にするとすれば、事業者側と行政側で協定を交わすしかない、当初はそういう判断だったんですね。地元から苦情があれば事業をストップできるような内容の協定書を事業者さん側と行政とで交わしたらどうかというような話で進めていたんですが、そういう話もなかなか進んでないというような。事業者さん側は協定を結んでも構いませんということで、おっしゃってるんですね。感情的な部分もありますし、においに対する先入観みたいなのところもありますので、どっちがどうというようなのも、私たちどもの立場も難しいところはあるんですけども、農業委員会として判断するならばということで、審議をお願いしたというところです。

事務局 委員さんからもありましたけれども、今回説明会というのが6月末に第1回目をやっております。そのとき確かに、地権者さんは来られてなかったんですけども、そのときの状況を聞くと、紛糾してなかなかきちっとした冷静な説明ができなかったという状態あったと聞いております。それを踏まえて、また8月7日に現地視察に行ったんですね、やはりにおいにおいて不安があるということで。そのとき実際に、一次加工のあの場に持ってくるものを、事業者さんが持ってきてました。実際に現物のにおいをかいでいただいてということで、私もかがせていただきましてけども、それについては正直においはなかったです。そのものについては。ただ、実際に始まってみたら全くそれがその状態でないという状態なのかは現状わかりません。もう一つ、そういった地元の方からの、地権者が来ていないという不満がございましたので、9月末の土曜日にもう一度地権者も来て、説明会をしようという話になっておりました。その中で地権者さんも頭を下げられるところは、地元の方に来てない部分もありましたので、そこできちんと頭を下げて、きちんとした説明もしたいということだったんですが、委員のほうからもありましたけれども、街宣車が回るとかというような情報がそのときにでました。それを踏まえて、その日の午前中にもう一度集まって、どうするのかと。こういう状況の中で説明会をするのか、という中で中止にしたというのが実際のところではあります。説明会についてはですね。もう一点私の方からなんですが、これは決して事業者側の方を持つとかではないんですけども、我々行政、こういう農業委員会というのは特に許認可の事務というのが、ほんとに行政らしい仕事なんですけども、そのときに必要なことというのが、申請者の方の権利もあるということなんですよね。当然その土地は、申請者の方の所有ですので、その人の権利もありますので、

そういうところを踏まえて、農地法で規制をかけられているという建付けだと思えます。今回申請書が出される中で、それを許可するしないというのは、きちんとした法律上の観点から判断しないと、違法に申請者の方の権利を侵害するというような評価になってしまいます。そういった場合に、不服申し立てであつたりだとか、取消の訴訟とかいうのは、申請者の方、不利益を受けた方には用意されております、法律の制度としてですね。そういうのを踏まえたうえで、やはり農業委員会としては、みなさん行政の特別職の公務員、職員という立場になりますので、われわれ事務局も当然そうですけども、そういった部分で、地元の部分とか感情的な部分はあると思えますけども、法的に求められている書類ではないということです。要は運用上、例えば水利の承諾書とか、水利に本当に問題ないかを確認する判断書類として求めているんですけども、なんで法律で義務付けられてないかということ、これは感情的な部分で水利委員さんとかが出さないと、事業者としては努力のしようがないということなんですよ。なので、法的にはこういった書類というのは一般的には位置づけられている部分は少ないと思えます。今農地法の関係ですが、例えば、開発とかが一時期あつたと思えますけども、ああいうときでも地元の同意を取ってくれということでかなりそれが訴訟になった案件があります。実際にやはり法律上義務付けされていない書類の不備で不許可にするというのは、申請者側の権利を侵害するということで、一般的には違法だという風に判断されていると認識しています。なんで求めているか、というところは、いわゆる行政指導という言い方をするんですけども、やはり行政としても地元と上手いことやっていただきたいという部分がありますので、行政指導、任意のお願いとしてそういうのを出しているというのが法律上の位置づけになっているということです。いろいろ今においのこととかそういうところがありますけども、農地法上の規制を解除する分の要件としてなっているのかということですね、なっているものに対しての不許可となれば、当然違法な行政処分というかたちになりますので、不服申し立てなり、そういった部分が出てくるかと思えますので。その場合は、なんで不許可にしたのかというきちんとした合理的な、法律に基づいた理由を展開していく必要がありますので、気持ち的にはすごくわかるんですけども、法律上の要件を満たしているというのは、そういった意味合いになります。

委員 今いろいろ委員さんたちからお話を伺いましたが、事務局の方から書類的には不備がないということは、たしかに間違っていないと思うんですよ。ただ、これで農業委員会として反対するということはやっぱり訴えられ

るということもありうることをです。それと今回みたいな案件は、はっきりいって、地元が反対運動を起こしていると。ここまではっきりしたことは恐らく止めようがないと思います。反対運動を署名をもらいに行きますよね。その人が近い人が来れば、反対しますよね。だからそういう話を持っていくこと自体が、これは余計な話になってるんですよ。だから一番最初に、地元の説明会にきちんと行って話しておけば、こういう話になってないと。アレルギー対策とかで反対している人もいるかもしれない。しかし署名運動をしだしたら、収まりがなくなってしまう。あとは、民事ですよ。だから当事者同士の話の問題。だから書類的には問題がない。ただ思うのは、推進委員さんと農業委員さんの印鑑がつかないという理由はそこにあるんです、つけませんよ。地元がごたごたなっていたら、農業委員が言うように、なんか言われたら責任はとれないというのは事実ですが、どうしても推進委員と農業委員の印鑑は外すわけにはいかないし、ちゃんと押してもらわないと。そのためには地元の整理を、こういうようにならないように話でスタートしておけばよかったんですが、説明会は1回も上手くいかなくて、反対運動しようとなって、何人かが反対運動ないしは署名してくれと、それがその7割くらいの署名をしてもらったって、知った人が言ったら、協力しますよ。だから正確じゃない。だからもう1回説明会をきちんとすべき。そう思います。ただ私が話を聞いた中では、これは普通の施設ではなくて農業用施設なんですよ。だから全然問題ないと僕はそう思います。牛舎、酪農している人の問題も言われますよ。それはもう農業問題だから、それは上手にお互いに付き合いするようにできれば、納得してくれると思いますよ。ただ事務局、推進委員さんと農業委員さんの印鑑がないでこれを無理やり通すというのはね、避けた方がいい。そうしないと、このあと影響しますよ。

議 長 事務局も説明しておりますけども、それは地元との話し合いの時間をかけていかないといけないと思います。ただ事業者は焦っているのは、補助金の関係でそれが一番のネックなところですよ。この国の事業が来年度とか2年遅れで出来るのかできないのか。それは申請をし直さないといけないと思いますけど。急に今焦ってやったって、今以上に溝が深まる。恐らく今日決を採ったって皆さんの意見はまとまらないと思います。

委 員 先ほど委員が言いました補助金の問題についても、そういう反対があっても補助金は必ず行政は確認しますもんね。地元は大丈夫ですかと。地元

が反対があつて後で問題になったら、行政も責任は取り切れないでしょ。だからそこらへんはお互いにやっていかないといけないですよ。

議 長 国の補助事業で、地元の意見を求めなかったんですか。

事 務 局 求められてないみたいです。堆肥加工施設においては、恐らくにおいと
いうのはほぼ出ないという前提で進んだんじゃないかなと思います。

議 長 堆肥というのは、最初から入っていたんですか。

事 務 局 堆肥、鶏糞は入ってます。鶏糞だけが全部じゃないですけど。一部鶏糞
を使うということで、鶏糞のほかにもまだ他の加工物を使うんですよ。

委 員 資材ハウスというのがありますけども、これは何を入れるハウスになる
んですか。

事 務 局 そこで結局発酵させるかたちで考えられているみたいです。鶏糞は山口
の地黄卵さんから乾燥させて持ってこられます。

委 員 飯塚農林でも、畜産担当ではなくて、農政サイドのほうですか。

事 務 局 飯塚農林の農政サイドです。

委 員 そこでおいの問題とかは、業者がにおいはしませんと言ったら、そう
ですかで終わってる可能性はありますね。

委 員 鶏糞は生じゃないんですよ。

事 務 局 生ではありません。

委 員 一次加工はしてあるとは言ってますけどね。

委 員 ただ農協もアグリセンターがあるじゃないですか。堆肥とか、あれも生
はすごいにおいがするけども、あと混ぜて段々と収まるんですよ。

委 員 最終的にはにおいませんですけども、その途中でにおいがするじゃないです
か。

- 委員 よく話し合いをしないと。
- 委員 今日見た現場から 100m くらい金生側のところに、鶏舎があったんですよ。みんなそこにおいがしてたのを知ってるから、鶏糞をということで嫌と。それもあると思います。風が吹いたらにおってくるだろうと。そこは生だったんです。直接だったのが余計、ただ今度の場合は一応乾燥して持ってくるということで。それと業者ですから、申請者というのは農薬をふったり、いろんなことをしてるので、業者としてだったらある程度はしっかり考えていると思うんですよ。そうしないと、自分たちもできなくなりますから。
- 委員 さっきから会長たちが言っているように、お互いに少しずつ歩み寄っていかないと、話は解決しないですよ。
- 議長 補助金に関係で言われてましたので、解決はせんと思います。ただ農業委員会として受け付ける書類としては、揃っているんです。否決する理由はありません。委員会としての書類は、ですよ。民事としての書類は、ここでそれでいいのかという関係になります。それは農業委員会とは別の問題なんですよ。今回はねた場合、今度地権者、業者から農業委員会が訴えられる可能性はあります。
- 事務局 行政として申し上げますけども、農業委員会は農業委員会としての判断をしていただいて、においの問題とかは行政として受けないといけないと思ってるんですよ。市として地域住民との間、事業者さんとの間に入って話していく中で、事業者さんは地域との今のような状態を受けて、万が一稼働したときに、地域の方からにおいの是正を求められれば、加工についてはよそでやっても構いませんというような話まで、私たちに話してるんですよ。よそで加工してにおいがいい状態で持ってきてもいいと。もし稼働後にそういう話が出たならばですね。
- 委員 それはいいですよ。もう作ってしまうんでしょ、補助金を使って。できてしまって、それからおいたらって言って、じゃあとは言わないですよ。絶対に根拠を出せと、またこっちが訴えられるようになりますよ。一遍できてしまったら退きませんよ。わざわざ自分のお金を使って。それと今度原告になったら、金かからないですし。

- 議 長 設備投資は当然補助金があったとしても設備投資をするので、そうすかど、止めたりはしないですよ。相手にもにおいが出たときには、よそで加工して製粉して持ってくると、言っているみたいなので。
- 委 員 そうすればいいですよ。向こうで作って、実験してちゃんとできるようになってこっちに施設を作るなら分かるけど、こっちに先に作ってしまったら、動かないと思いますよ。口で言っているだけですよね。
- 議 長 そういった風な住民への説明とか、時間がいきますよね。そこはお互い冷静になって話してもらって、結論を出してもらおう。また補助金の関係が許可したところ、そういったところが公的に許可してるので。
- 委 員 地権者と事業主体の関係は。
- 事 務 局 もともとネギを作られているときに、宮若は土壌が畑作に向いてないので、地権者さんが申請者に土壌の関係で相談に行かれてみたいと思います。
- 委 員 地権者が地元説明の対応をしないという話がありましたけど、事業主体の申請者がきちっと対応すればいいんじゃないですか。
- 事 務 局 説明会のときには、社長も従業員も来られてました。申請者の方からは4名ですね。
- 委 員 地元は地権者が来ないからということで。
- 事 務 局 途中でそういう意見があがったのは、事実です。地権者の方が来てないのか、という。
- 議 長 話し合ってもきりがありませんから、これは県に意見を求めますか。
- 事 務 局 最終判断は県になりますので、許可相当で出すのか、不許可相当で進達するのかという話になります。
- 議 長 皆さんどうしますか。正直に手を挙げてください。不許可なら不許可で県に提出します。
- 委 員 どちらかじゃなくて継続、審議継続というかたちじゃよくないんですか。

- 事務局 事業者も補助金決定を受けられていますので、それに対する損害が、例えば補助金を流したらというところが考えられますので、時間がないというのがあります。
- 委員 それは違うんじゃないですか。農業委員なり推進委員が申請のハンコを押してない状況で。
- 事務局 農業委員会が否決した理由というのを、どうまとめるかというのがあります。
- 委員 推進委員さん、農業委員さんが申請に対する同意を、印鑑を押せるようなかたちで、地元をちゃんとはっきりしなさい、ということで継続審議というのはいかがですか。
- 委員 やっぱりハンコの重要性がなくなってるなと思ひまして。そのまま進められているわけですね。
- 委員 なくならないです。推進委員と農業委員の印鑑がないのに認めるわけにはいかない、というのはその通りです。先方と当事者同士の問題なんです。だから書類的には問題ない。地元が了解してもらえれば、農業委員会としても。
- 委員 地元の農業委員さんと推進委員の判がないのに、なんで自分たちが決められるのかと。
- 議長 以前に鶏舎があったと。においがやっぱり風向きでしていたという前例があるから、地元の人も神経質になってるんですね。
- 事務局 農業委員と推進委員の印鑑を軽視しているわけではないんですが、今回がある意味特殊事例だと思います。一般的な話で言うと、農業委員さん、推進委員さんが押さないというのは、これを転用されたら他の農地にこういう影響があつて、ここの部分の農業に支障があるとか、こんな水を流されたらとか、そういった意味で普通みなさん押さないというのが、大前提だと思います。今回の件については、心情的にはすごく理解しているんですが、においであつたり、そういった部分の中で、農業委員さん、推進委員さんの立場がありますので、そういった部分で押さないと

というのは、通常の印鑑の押さないというのと違うと思うんですよね。それをもって否決したときに、果たして耐えられるのかというところが、我々が懸念しているところなんですよね。通常印鑑を押さないで否決して、それは印鑑を押してないから否決ではなくて、なんで印鑑を押さなかったのかという、本当はその理由に当然焦点が当たるんですよね。今回の部分の話で言うと、気持ち的にはすごく理解はできるんですが、農地法上の許認可するに当たっての観点で押さなかったのかどうかという部分が、今後訴訟に展開したりとか、不服申し立てとかがあったときに、理由として成立するのかなというのが、正直言うと非常に心配しています。気持ちは分かります。ただ、この印鑑を今後押さなくてもいいじゃないかという、その理屈はちょっと違うのかなと。今回はあくまで特殊な部分がありますので。今後も感情的に押さないとかそういう部分があれば、それはそれで問題があるのかなと思いますのでですね。

委員 においだけじゃなかったですかね。鶏糞の水が流れたときに、周辺が水道水じゃないので、地下水を使ってますよというのと、もう一つありませんでしたかね。そういうのの条件付きとか、そういうのじゃないと。

事務局 今委員が言われたように、大雨が降ったときの雨水対策ですね。万が一ぱっと来たときに、鶏糞が全部水路に流れていくんじゃないかとか。そういった場合に、申請者に対して雨水対策を示してくれというのは、当然言えることだと思います。

委員 そういう条件があれば、前に進むんじゃないかと思います。

委員 自分たちも有機米を作ろうと言って、有機肥料を買っていますけど、鶏糞も入って作られた肥料を買っています。やっぱり自分でふっていてくさいです。くさくないことはないですよ。ただ、どのくらいくさいかということだと思います。それもありますし、鶏糞のどこに入っている人は、洋服ににおいが染みつくんですよ。きれいにしてもにおいがするというのは、絶対にある。そこはどこまで言うかということもありますし。ただ業者が入ってすることなので、それなりにはちゃんとしてくると思うんですけどね。だから一概にダメということは、ダメということなら自分たちもそれを使うなということですから。ペレットというのは自分たちも、一番最初ときに米ぬかで作ろうかと言ってしたこともあるし、本当に大変なんですよ。でも近くにそういうのができたら使おうかという話もあってくるかなとも思いますし。ただ地元とはある程

度折り合いを付けてもらっておかないと。

委員 考え方は結構いいと思います、申請者の。産業廃棄物になるものをペレットにして、還元しようと。考え方自体は、推進するべきものだと思います。ただ場所的にあそこでかき混ぜるのは、ちょっと問題があるという思いもあります。いろいろ虫とかハエとかの問題も心配されていますからね。

委員 そのこのところは、役所もにおいがどうのこうのと出たときには対処しますということで、話してくれているので、そこはそれなりでいいのかなと思いますけどね。

委員 そのためにも、一回説明会をきちんとして、こういう対策をしますとかいう文書を出さないと、地元は納得しないですよ。

議長 説明会をというけどお互いが冷静になって、説明するほうも受ける方も、一つの問題を解決するんだということで、お互い顔をつき合わせて、進展することには何も問題はないんですよ。ただ稼働したときに、地元の近隣に迷惑をかけたときに、もう事業を起こしているの、ほったらかすのではないかという心配もあると思います。そうなったときに、誰が見てもにおいがしますというようなことは、はっきり事が発生したときには、こういう風なことをやりますということを文章化して、地域の方と交わして、それを守られなかったら民事でもなんでも訴えてもらえばいいことです。業者側も折れるところは折ると思います。これだけのことはやりますと、今言っているわけですからね。地元の人もそこは冷静になっていれてやって、農業委員会としての書類上というのは、否決するだけのものはないわけですから、今のところ。ただ推進委員さんと農業委員さんの印鑑がないと。そしたら農業委員さん、推進委員さん、考えてもらって、印鑑押すなら押してください。そして、事が起こったときにどうする、というのを話し合う時間はとれないですかね。

委員 そうなると、推進委員さんも農業委員さんも印鑑は押せないでしょうと思う。だから、基本は書類的には問題ない。これは委員さんにも理解してもらって。しかし、地元の問題については、もう一度説明会をして、お互いつき合わせて、反対運動とかにならないように、きちんと話していくのがいいと思います。

- 委 員 条件付き許可というのは、条件付き許可相当というのは。
- 事 務 局 条件付き許可というのはあり得ます。
- 委 員 地元の調整をきちんとやって、了解をとれるようにという条件ですよ。
- 事 務 局 県がどこまで判断材料にされるかというのが一つあるんですけども、大体 10 日が終わって、15 日前後に県に進達をして、許可が出るのが月末から月初めくらいなんですね。
- 委 員 私も県の農業会議の諮問委員会に出た経験もありますけども、そういう問題があると、諮問委員会で却下という可能性もありますよ。だからできるだけ農林事務所の農地サイドとしては、条件が打ち出されておりますという説明できる状態じゃないと、農業会議の諮問委員会にはかけられませんからですね。この場ではそういう地元の同意を取り付けなさいという条件をつけて、許可というかたちだとどうなのかなと。許可か不許可かどっちかとなると。許可は無条件にもなりますし。
- 事 務 局 条件付きというのが、いつの段階までの条件かなというのが。一旦許可を出して、稼働するまでに地元との調整をすればいいのか、それともそれができるまで転用許可を後回しにするのかですね。
- 議 長 転用許可については、反対する理由がないんですよ。一応完成して、稼働して、そのときまでの条件を、地元の人と話し合ってもらって、においがするんであれば加工を一切やめてもらう。製品を持ってきて、袋詰めだけにしてくれとか。そういったことだったら、においも抑えられると思います。
- 委 員 ここで袋詰めだけだったら、そうはにおいはしないと思いますから、反対はしないと思います。
- 議 長 においがするようだったら、そういう風にするとか、周りはビニールの囲いじゃなくて、ハウスの中でやってくれとか。万が一、大雨が降るようなことがあったら、そういったときの対策として、溜桝なら溜桝を作るとか、そういったことは要求はできると思います。
- 事 務 局 であれば、条件付き許可で、雨水対策、それから事業開始後に万が一悪

臭が出たときの対策ですね。そういったところを、農業委員会としては、地元の意見に沿って、対処を行っていくということで、項目ごとに立てて。

委員 それは今言っているかもしれないですけど、地元の方とをお互いに聞いて、整理していかないとダメじゃないですか。

議長 それはできないと私は思います。これだけ感情的になって。

委員 堆肥をふるのも、このシーズンだからとみなさん辛抱しているんですけど、いつかは若宮町全部がくさかったですもんね。一斉にしたので。それがあったから、ふったらすぐに田んぼをすいてくれというのがあったので、変えていくなら努力していかないといけないと思います。

議長 においがしたらもう製品ですと。加工はしないでください、というようなかたちで業者がいいのであれば、説明をね。出された申請書自体には何も不備はないから、事業を進めてもらうなかで、その間にこうなったときはこうする、ああなったときにはこうする、といった例もあると思いますので。いろいろな意見がありますけども、そういうようなかたちで進んではどうでしょうかと思います。

委員 いいと思います。一筆書いてもらわないとですよ。

事務局 それはもちろんそうです。

議長 今長時間にわたって、事務局及び委員さん等の意見を受けましたけども、結論というのは条件付きというかたちで、今から先も地元と業者が進めていきます。農地転用に関しては不備はないですから、いいんじゃないかという意見を受け入れますので、一応決を採らせてください。

委員 その前に一つ。売買から貸借に変更になったのはなぜですか。

事務局 単なるミスです。申し訳ございません。

委員 期間はないんですか。

事務局 機械の償却年数が17年ということで、20年間の予定です。

- 議 長 　　では一応決を採らせてください。今の意見等につきまして、賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番につきまして、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 　　推進委員さんには、地元の方への会議の説明とかをお願いします。
- 議 長 　　つづきまして議案第24号、農業委員の辞任についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 　　37ページ議案第24号 農業委員の辞任につきまして、38ページをご覧ください。
農業委員の松川公彦氏より、体調不良ということで、辞任届が提出されております。こちらにつきましては、去る11月10日に会長と代理、事務局と面談いたしまして、体調不良と業務の都合上、農業委員を辞任させていただきたいという申し出がございましたので、法律第13条の規定により本会議の同意を求めるものでございます。
- 議 長 　　事務局からの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
少し付け加えさせていただきますが、1名欠員というかたちになりますけど、中立委員ということで支障はないということで、欠員のままいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 　　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、承認されました。
- 議 長 　　次に日程第3 報告事項でございます。
報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第17号 農地改良行為の届出について、
報告第18号 非農地証明願の届出について、
報告第19号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より一括して説明をお願いします。
- 事 務 局 　　39ページ報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、40ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

続きまして41ページ報告第17号 農地改良行為の届出につきまして、42ページをご覧ください。

農地改良に関する届出について、ご報告いたします。

【説明】

外2件ございますので、よろしく願いいたします。

引き続き43ページ報告第18号 非農地証明願の届出につきまして、44ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

引き続き45ページ報告第19号 農用地利用集積等促進計画につきまして、46ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。

【説明】

外1件ございまして、合計15筆、面積は49,622㎡となっております。以上でございます。

議 長 　　ただ今の事務局からの報告第16号から第19号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委 員 　　農用地利用集積等促進計画のうちの、現況地目が山林まで農業委員会にかけるんですかね。

事 務 局 　　確認したんですけども、もともと山林化しておりまして、もう山になっているんですけども、カボスとかタケノコとかがあるところで、了解しましたということで受け付けております。雑木とかが生えているところもあると思います。

議 長 その他ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いた
ただいたものいたします。以上を持ちまして、本日の議事については、
全て終わりました。これで会議を終結いたします。